〇農林水産省令第四十六号 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号) 東六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 平成二十二年七月三十日 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。 第六条第一項第一号中 横須賀港」の下に「、姫川港」を「平生港」の下に「、徳山下松港」を「今第七十三号」の下に「、新居浜港」を加える。